

為替リスクとご契約にかかる費用について

通貨指定型個人年金保険 (米国ドル建) (円建保証タイプ) (無配当)

⚠ 為替リスクについて

- この保険は指定通貨が米国ドルであり、米国ドルを円に換算するときに**為替相場の変動による影響を受けます**。したがって、年金受取総額等(米国ドル)を円に換算した場合の金額が、お申込みいただいた一時払保険料相当額(円)を下回ることがあり、**損失が生じるおそれがあります**。
- ただし、円建保証タイプの場合、年金開始日の前日末における積立金額(年金原資額)および据置期間中の死亡保険金額について、一時払保険料相当額(円換算)を最低保証します。
- この保険にかかる**為替リスクは、契約者および受取人に帰属します**。
 - 円で保険料等をお申込みいただく場合の**為替レート**と円で年金・保険金をお受取りになる場合等の**為替レート**には**為替交換手数料**が含まれています。したがって、**為替相場に変動がない場合でも、お受取りになる円換算の金額がお払込みになった一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります**。

⚠ ご契約にかかる費用について

- 積立利率について**
お申込みいただいた一時払保険料は、積立金として投入され、ご契約時に適用された積立利率で運用します。積立利率は、ジブラルタ生命所定の率から保険関係費用^{(*)1}を差引いた利率となります。
- 外国通貨の取扱いによりご負担いただく費用**
【円で保険料等をお申込みいただく場合の費用】
・ジブラルタ生命所定の為替レートには**為替交換手数料**(0.5円^{(*)2}／1米国ドル)が含まれています。
【円で年金・保険金をお受取りになる場合等の費用】
・ジブラルタ生命所定の為替レートには**為替交換手数料**(0.01円^{(*)2}／1米国ドル)が含まれています。
【米国ドルで保険料等をお申込みいただく場合や年金・保険金をお受取りになる場合等の費用】
・お取扱いの金融機関により、ジブラルタ生命が負担する送金手数料とは別に、お客さま負担となる諸手数料が必要な場合があります。
(金融機関ごとに諸手数料は異なるため、一律に記載できません。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。)
- 年金支払期間中に年金で受取る場合にご負担いただく費用**
年金開始日以後、年金管理費として支払年金額に対して1.0%^{(*)2}を年金支払日に積立金から控除します。
- 解約(減額)の際にご負担いただく費用**
解約(減額)する日の積立金から据置期間に応じた所定の金額(解約控除)をご負担いただきます。

- (*)1 保険関係費用とは、災害死亡保障費率や保険契約の締結・維持に必要な費用としてそれぞれ新契約費率および維持費率、さらに円建最低保証費率を加えたものをいいます。
※ 円建最低保証費率は、「年金開始日の前日末における積立金」(年金原資)について円建による一時払保険料相当額を最低保証するために要する率と、死亡保険金の支払額について円建による一時払保険料相当額を最低保証するために要する率から算出しています。円建最低保証費率は、積立利率の設定時の経済環境等により、その都度、決定しますので、積立利率の設定のたびに変わる可能性があります。したがって、その数値や計算方法を一律に記載できません。
- (*)2 2024年9月17日現在の費用です。将来変更される可能性もあります。

⚠ 解約返戻金について

この保険は運用資産(債券等)の価値の変化を解約返戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場価格調整を行い、解約返戻金は増減することがあります。(解約日に計算される積立利率+0.3%が、この保険契約に適用されている積立利率より高い場合には、解約返戻金は減少します。)また、据置期間中に解約する場合は、解約控除がかかります。したがって、これらの**市場価格調整や解約控除により、解約返戻金は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります**。

解約時には下記の式により算出される金額が解約返戻金として支払われます。 ②解約控除率表

$$\text{解約返戻金額} = \text{解約日(減額日)の積立金額} \times (1 - \text{①市場価格調整率} - \text{②解約控除率})$$

①市場価格調整率

運用資産(債券等)の価値の変化を解約返戻金に反映させるもので、経過年数と市場金利の動きに連動します。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている積立利率}}{1 + \text{解約日(減額日)に計算される積立利率}^{(*)3}} \right)^{\frac{\text{残存月数}}{12}} - \text{契約日に適用された円建最低保証費率} + 0.3\%$$

- (*)3 解約日(減額日)を契約日として、円建年金原資額最低保証特約および死亡時円建支払額最低保証特約を付加していないこの保険契約の据置期間と同一の据置期間の新たな保険契約を締結すると仮定した場合に、その新たな保険契約に適用される積立利率

据置期間	経過年数									
	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
10年	7.0%	6.3%	5.6%	4.9%	4.2%	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%

※経過年数は、契約日からその日を含めて解約日(減額日)までの年数とします。